

校 則 (生徒心得)

本校の生徒は、自主創造の精神、友愛奉仕の態度、不撓不屈の根性の三つの校訓にもとづき、本校生徒としての自覚と責任をもった言動を、学校内外で心がけましょう。

なお、以下の規定等は、生徒個人の主体性や個性の伸長を妨げるものではなく、心豊かな人間性の涵養と生徒一人一人の夢実現を目的として定めています。そのため、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、学級、生徒会、PTA、学校等による校則の見直しのための意見を聴取し、校則を策定したり、見直ししたりする場合があります。

【学校生活全般について】

1 自律した生活習慣を心がけましょう。

- (1) 原則として、午前 8 時 30 分を超えて入室や集合をした場合は遅刻となります。
- (2) 理由の内容にかかわらず遅刻した場合は、普通科職員室の廊下にある「入室許可願」を提出しましょう。
- (3) 遅刻・欠席の連絡は、午前 8 時 30 分までに、保護者に行ってもらいましょう。

2 自分と他人を大切にしましょう。

- (1) いじめ、冷やかし、からかい等、他人が不快な思いをする言動等は、絶対に行わないようにしましょう。インターネットや SNS 等を使用する際も同様です。
- (2) 自分が不安や悩みをもった場合や、他人の(1)の場面を見たり聞いたりした場合は、学級担任団や話しやすい教員等に相談をしましょう。また公共機関や民間機関の相談所等に連絡・相談しても構いません。
- (3) 高校生、または人間としての倫理を重んじ、法律等で禁止されている行為は、慎みましょう。
(例) 飲酒・喫煙・窃盗(万引)・薬物乱用・暴行・深夜徘徊・禁止場所への出入り、等
- (4) 道路交通法や交通マナーを守って登下校を行いましょう。

3 以下の場合には保護者、学校の許可が必要です。場合によっては、許可申請の条件を満たす必要があります。詳細はあとの【その他の確認事項】で確認してください。

- (1) スマートフォン・携帯電話の校内持込み
- (2) 自転車通学
- (3) 長期休業中(夏季・冬季・春季・3年自宅学習期間)のアルバイト
- (4) 大会(部活動外も含む)や企画・集会への参加

【服装頭髪容儀について】

1 服装は、以下に従いましょう。なお更衣の移行期間は指定していません。ア、イのそれぞれの(注意)についても十分確認してください。

- (1) 制服は学校指定のもので、以下のア・イのパターンです。ウ・エを心がけましょう。

ア ズボンタイプ

(内容) ブレザー、長袖・半袖シャツ、ネクタイ、ズボン(夏用・冬用)

(注意) 儀式・集会時(12月~4月)はブレザー着用、ブレザー着用時はネクタイを着用しましょう。

イ スカートタイプ

(内容) 上衣、長袖・半袖ブラウス、ベスト(色はネイビー・グレー・アイボリー)、スカート(夏用・冬用)

(注意) 儀式・集会時(12月~4月)は上衣着用しましょう。

ウ 寒暖に合わせて、各自で服装を選択してください。その際は、着崩しをせず、正しく着用しましょう。タイツは気候・体調を考慮して着用してください。

エ 防寒として、カーディガンでない V ネック型のセーターの着用を認めます。着用するセーターは無地で色は学校指定のベスト(ネイビー・グレー・アイボリー)と同様とします。またブレザー・上衣の袖や裾からはみ出ないようにしましょう。

オ 故意に変形した場合は再購入が必要になるので、変形しないようにしましょう。

(2) 校章・組章について

着用する制服のスタイルに合わせて、指定した箇所に付けましょう。

(3) シャツ・ブラウスの下のインナーについて

黒・グレー・紺の濃色、もしくは白・ベージュの淡色のもので、首元から見えず、大きく目立つ柄がないものにしましょう。

(4) ズボンのベルトについて

ベルトの色は、黒・茶・紺色です。バックルは華美でないものにしましょう。

(5) 学校内でのスリッパについて

学校指定のものです。学年ごとに色が指定されています。

(6) 靴下について

靴下の色は、単色で、白・黒・紺です。長さはすねの中程を超えないもの及びくるぶしが見えないものにしましょう。

(7) 靴について

ア 運動靴の場合は、白色もしくは黒色を基調としたローカットタイプです。

イ 革靴の場合は、黒または茶色で、ヒールの高さは2cm程度のローファータータイプです。

(8) 防寒具について

ア 登下校時のマフラーや手袋は認めます。脱靴場で着脱しましょう。

イ 寒冷期の膝掛けは、教室内と集会の集合時に認めます。

ウ ジャケットやコート類は原則として、登下校時のみブレザー・上衣の上に着用する場合、認めます。着用する防寒具は単色で、色はベスト(ネイビー・グレー・アイボリー)と同様とします。

エ 部活動で作製した防寒具の着用は、上記ウと同じ条件で認めます。

(9) 体育服装・実習着について

学校指定のもので、体育や実習の授業、または学校行事等で着用を認められた場合以外は、着用してはいけません。

(10) 靴について

通学に使用する靴は、教材等が収納でき、華美でなく、単色もしくは単色に近いリュックタイプとします。

2 頭髪・容儀は、以下に従いましょう。

(1) 常に清潔で、端正な姿で学校生活を過ごしましょう。

(2) 頭髪については、以下に従いましょう。

ア 前髪は目にかからない程度とし、前髪で眉をすべて覆わないようにしましょう。後ろ髪は肩までとして、それを超える場合は耳より後ろで束ねましょう。

イ 髪を束ねるゴム等として、リボン、シュシュ、カチューシャは禁止です。また、髪を束ねるゴム等の色は、蛍光色以外の派手でないものとします。

ウ 染色や脱色、パーマは禁止です。特殊な事情がある場合は、学級担任団へ相談しましょう。

エ 整髪料は整える程度の使用は認めますが、学校への持込みは禁止です。

(3) 眉は自然な状態を保ちましょう。

(4) 爪は自然な状態を保ち、清潔にしましょう。マニキュアは付けてはいけません。

(5) 制服を着用している際の装飾品(ピアス、指輪、カラーコンタクト、等)は、一切身に付けてはいけません。また、化粧等はしてはいけません。リップは色付きのものではなく、無色のものを使用しましょう。

【その他の確認事項】

1 スマートフォン・携帯電話の校内持込みについて

(1) 所定の申請書の提出が認められた場合に、持込みが可能となります。

(2) 申請書に添付してある「校内持込みについて」を必ず確認し、提出を行いましょ。

(3) 校外で使用する場合、法律に違反する使用、また周囲に迷惑となる使用は、厳に慎みましょ。

2 自転車通学について

(1) 防犯登録を行っていることが許可の前提です。

(2) 所定の申請書の提出が認められた場合に、通学が可能となります。許可されたら、交通係が指示する自転車の所定の場所に通学用ステッカーを貼ります。ステッカーの代金は、交通係から指示があります。自転車を買い換えた場合も同様の手続きを行いましょ。

(3) 自転車は、駐輪場に整然と置きましょう。

(4) 自転車販売店による車体検査を年に2回実施します。不備がないように、日頃から整備に努めましょ。

3 長期休業中(夏季・冬季・春季・3年自宅学習期間)のアルバイトについて

(1) 所定の申請書にある許可条件を満たさなければなりません。

(2) 申請書の内容が認められた場合に、アルバイトが許可されます。

(3) 長期休業中以外の、平日や土日等のアルバイトは原則として禁止です。ただし、保護者の申し出があった場合、以下の条件を満たせば、生徒指導係会、学年会、職員会議の順で審議し、期間を限定して可否を判断します。

ア 保護者が突発的な理由で生計が立てられなくなった場合

イ 生徒本人が学業不振ではなく、かつ生徒指導上の問題行動がない場合

4 大会(部活動外も含む)や企画・集会へ参加について

所定の申請書の内容が認められた場合に、参加が許可されます。ただし本校の派遣規定にある派遣条件に抵触する場合は、認められません。

5 学校生活や学習環境に不必要なものは、学校に持ち込まないようにましょ。